

令和 5 年 9 月 13 日

北陸信越運輸局長 殿

住 所 新潟県新潟市南区新飯田 795  
氏名又は名称 有限会社日本海バス  
代 表 者 名 杉之間哲雄

一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定(変更)届出書

今般、下記のとおり一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金を設定(変更)したいので、道路運送法第9条の2第1項の規定に基づき届出いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

住 所 新潟県新潟市南区新飯田 795  
氏名又は名称 有限会社日本海バス  
代 表 者 名 杉之間哲雄

2. 設定(変更)しようとする運賃及び料金を適用する営業区域  
新潟県全域

3. 設定(変更)しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法 別紙参照  
(※変更の届出の場合は、新旧を明示すること)

旧	時間制	(大)5090	(中)4300	(小)3690
	キロ制	120	100	90
新	時間制	(大)6440	(中)5430	(小)4670
	キロ制	150	130	120

4. 実施予定日

令和 5 年 10 月 1 日



別紙1

変更命令の検討を必要としない運賃・料金の範囲

(単位:円)

			下限
運賃	キロ制運賃(1km当り)	大型車	150
		中型車	130
		小型車	110
	時間制運賃(1時間当り)	大型車	6,440
		中型車	5,430
		小型車	4,670
料金	交替運転者配置料金	1km当り	20
		1時間当り	2,310
	深夜早朝運行料金		時間制運賃及び交替運転者配置料金(1時間当り)の2割
	特殊車両割増料金		設備や購入価格等を勘案した割増率

有限会社日本海バス本社営業所

新潟市南区新飯田2847-1

代表取締役社長 杉之間哲雄